

あらほの

納

税

教室

車種区別の税率

車種区分	税率	車種区分	税率
原動機付自転車（50cc以下）	2,000円	小型特殊自動車 農耕作業用	2,400円
特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）	2,000円	小型特殊自動車 その他	5,900円
原動機付自転車（50cc超90cc以下）	2,000円	軽二輪（125cc超250cc以下）	3,600円
原動機付自転車（90cc超125cc以下）	2,400円	小型二輪（250cc超）	6,000円
ミニカー（50cc以下）	3,700円		

■三輪・四輪以上の軽自動車は、自動車検査証の「初度検査年月」により税率が異なります。

車種区分	自動車検査証の「初度検査年月」が平成23年3月以前 重課税率適用（※）	自動車検査証の「初度検査年月」が平成23年4月～平成27年3月 旧税率適用	自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年4月以後 新税率適用
三輪（660cc以下）	4,600円	3,100円	3,900円
四輪以上乗用（営業用）	8,200円	5,500円	6,900円
四輪以上乗用（自家用）	12,900円	7,200円	10,800円
四輪以上貨物（営業用）	4,500円	3,000円	3,800円
四輪以上貨物（自家用）	6,000円	4,000円	5,000円

※経年車重課：「初度検査年月」から13年を経過した三輪・四輪以上の軽自動車について、新税率のおおむね20%の税率が上乗せされる重課税率が適用されます。（平成28年度課税分から適用）

軽自動車税（種別割）の減免について

その年度の4月1日（賦課期日）現在において、障害者手帳などをお持ちの人で、障害の程度などの一定の要件を満たしていて、障害のある本人の通院、通学または生業のために使用される車両について、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。減免申請をする場合は、次のこととに注意してください。

- 減免申請は、令和6年度分軽自動車税納税通知書が届き次第、4月15日（月）から26日（金）までの期間中に、町民税務課または歌津総合支所で手続きをしてください。
- 前年度に減免を受けている人であっても毎年手続きが必要です。
- 障害者減免は、障害者1人につき、軽自動車や普通自動車を含めて1台のみとなります。

必要書類
1 減免申請書（窓口備付）
2 自動車検査証または標識交付証明書
3 身体障害者手帳／戦傷病者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳
4 運転する人の運転免許証
5 軽自動車税（種別割）納税通知書
6 委任状（届出者が別世帯の人の場合）

※上記1～6に加え、減免申請の事由により追加で必要となる書類があります。詳しくはお問い合わせください。

* 今月の保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

介護保険料……………第9期
後期高齢者医療保険料…第9期

納付期限
4月1日(月)

口座振替日
3月25日(月)

軽自動車税（種別割）とは

- 軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の軽自動車の主たる定置場が所在する市区町村において、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。

- 所有者と使用者が異なる場合は、所有者に課税されます。
- 割賦販売（ローン）により所有権留保車両の場合は、買主を所有者とみなし課税されます。
- 「主たる定置場」とは、原動機付自転車や軽自動車などの運行を休止した場合に、主として駐車する次のような場所をいいます。

■原動機付自転車・小型特殊自動車の定置場

- ・個人 所有者の住所地
- ・法人 使用の本拠地とされる事務所の所在地

■二輪の軽自動車（総排気量125cc超250cc以下）の定置場

- ・軽自動車届出済証に記載された使用の本拠の位置

■軽自動車（軽四輪・軽三輪）および二輪の軽自動車（総排気量250cc超）の定置場

- ・自動車検査証に記載された使用の本拠の位置

★軽自動車税（種別割）は、車両を所有していることに対して課税される税金です。車両が故障などにより不動状態であったとしても、所有している限りは納税義務が発生します。また、運転席（乗用装置）を持つ農耕機や、工場敷地内のみで使用するフォークリフトなどについても、公道走行の可否とは関係なく軽自動車税（種別割）の課税対象となります。



各種申告手続きはお忘れなく！

★原動機付自転車や小型特殊自動車、軽自動車などを他人に譲渡したり、廃車した場合、住所変更など登録時の内容に変更があったときは、名義変更や廃車、住所変更などの申告手続きが必要となります。

■原動機付自転車・小型特殊自動車の申告手続きについて

- ・名義変更、廃車の場合：その事由の発生した日から30日以内に、町民税務課または歌津総合支所で手続きしてください。
- ・住所変更などの場合：その事由の発生した日から15日以内に、町民税務課または歌津総合支所で手続きしてください。



<各種手続きに必要なもの>

- ・新規登録、名義変更の場合…販売証明書または譲渡証明書（旧所有者分）、廃車証明書（旧所有者分）
- ・廃車の場合…ナンバープレート（標識）、標識交付証明書

※いずれの手続きの場合でも、本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）をご持参ください。

- 1 軽自動車税（種別割）は、年税額として一律に課税されますので、年度途中に廃車した場合でも税金の還付はありません。（月割課税の制度はありません。）
- 2 4月2日以降に譲渡、廃車などされた場合、もしくは廃車手続きや名義変更手続きが行われた場合は、その年度分の税額は全額納めていただくことになります。

■二輪の軽自動車・二輪の軽自動車の各種手続き…国土交通省東北運輸局宮城運輸支局 ☎022-235-2517

■軽自動車（軽四輪・軽三輪）の各種手続き…一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮城県事務取扱所 ☎022-388-6033

問 町民税務課 税務係 ☎46-1372